

2月8日
～
3月15日

所得税と町県民税の申告相談が始まります

平成16年分所得税の確定申告及び平成17年度分町県民税の申告相談が始まります。

今回の申告は、平成17年1月1日現在美郷町に住所がある方で、平成16年1月1日から12月31日までの所得が対象となります。

- 期 間●2月8日(火)～3月15日(火)
時 間●午前9時～(受付番号1番から30番まで)
午後1時～午後4時30分(受付番号31番から最後まで)
会 場●[千畑地区] 役場千畑庁舎 224・225会議室(2階)
[六郷地区] 役場六郷庁舎 121会議室(2階)
[仙南地区] 仙南保健センター 事務室(役場仙南庁舎隣)
日 程●左のページをご覧ください

所得稅

◎確定申告が必要な方

- ◆農業や営業などの事業を営んでいる方
- ◆地代や家賃収入などの不動産収入がある方
- ◆2カ所以上から給与を受けており、年末調整をしていない方
- ◆年末調整をされた方で給与以外の所得が20万円を超える場合

◎還付申告ができる方(所得税を源泉徴収されている方が対象です) ※預金口座番号、源泉徴収票が必要です

- ◆平成16年中にマイホームをローンで取得した方
・金融機関の年末残高証明・契約書等
- ◆多額の医療費を支払った方
・平成16年1月1日から12月31日まで支払った医療費の支払済領収書
(なるべく医療機関・受診者・月別などに分けて計算してきてください)
・高額療養費や生命保険などから補填された金額または証明書等
- ◆災害や盗難にあった方
- ◆給与所得者の特定支出控除の特例適用を受ける方
なお、所得税の還付申告は随時大曲税務署でも受け付けております。詳しくは大曲税務署個人課税部門までお問い合わせください。(☎62-2192)

町県民税

給与のみで勤務先から役場へ「給与支払報告書」が提出されている方や、所得税の確定申告をした方以外の方が対象となります。申告が必要と思われる方には申告書を送付しますので、送付された書類を確認し、申告してください。(所得税の確定申告をした方は町県民税の申告もしたとみなされます)

申告に必要なもの

(印鑑は必ずお持ちください)

- ◆給与所得・年金所得がある方
・支払先からの源泉徴収票
・控除を受けるための証明書または領収書
- ◆事業所得がある方(営業・農業)
・収支計算内訳書または帳簿等
・償却資産を購入した場合はその領収書等
・農産物の出荷証明書等
・必要経費として計上する支払証明書等

申告は指定された日時に

- ★申告相談は日程表にしたがって行います。混雑を避けるため、申告会場で番号札を用意しており、午前中は30番までとさせていただきます。31番以降の番号札の方は午後1時からとなります。
- ★税務署から申告書が送られる方には住民税の申告書は送付しませんので、日程表をご覧になり指定日にお越しくださるようお願いいたします。
- ★指定割当会場以外の会場で申告を受けたい場合は、受けたい日の前日までにご自分の割当会場へ連絡してください。日程調整等の上で受け付けします。
- ★所得が給与のみで、勤務先で年末調整をしている方、または公的年金のみで所得が控除額を超えない方は、支払先から報告を受けておりますので申告相談に来る必要はありません。(申告書も送付しません)

申告書を送付されなくても、医療費控除や扶養控除などを受ける場合は申告できますので、指定日に会場へお越しくださるか、申告書を送付しますので税務課にご連絡ください。



役場(千畑庁舎)税務課 住民税班 ☎(84)1111(内線2102、2103)

申告会場割当日程表

月 日		《千畑地区》		《六郷地区》		《仙南地区》	
		美郷町役場 千畑庁舎 224・225会議室(2階) 〒019-1541 美郷町土崎字上野乙170-10 ☎84-1111(代) 内線2255・2256		美郷町役場 六郷庁舎 121会議室(2階) 〒019-1404 美郷町六郷字上町21 ☎84-1111(代) 内線1283		美郷町仙南保健センター 事務室 〒019-1234 美郷町飯詰字北中島35-1 ☎84-1111(代) 内線3411	
月 日	曜日	指定行政区名		指定行政区名		指定行政区名	
2月8日	火	本堂東部・本堂中部・本堂西部		大 町・上 町		後三年	
2月9日	水			荒 町・古 町		元村・四ツ谷・新田・本田	
2月10日	木	元本堂南部		上新町・下新町		下夕堰・菅谷地・熊堂・八掛	
2月11日	金	建国記念の日					
2月14日	月	元本堂北部		熊野団地・赤城・米町		石町・二ツ柳・笹巻・上笹巻・下笹巻	
2月15日	火	黒 沢		馬 町・琴 平		金沢西根谷地中・大久保・万願寺	
2月16日	水	大 坂・善知鳥		西高方町・東高方町		釜蓋・今泉	
2月17日	木	一 丈 木		旭 町		百目木・上千間谷地・下千間谷地・小町田	
2月18日	金	第一暁・第二暁				町田・糠渕・上萩沢	
2月21日	月	外 川 原		本 道 町		下萩沢・山本 1	
2月22日	火	善 元 寺		宝門町・小安門団地		山本 2・川原・谷地川	
2月23日	水	大 柳		押 切・細 田		藤原・中島・北飯詰・橋本	
2月24日	木	大 畑		雀 柳・北雀柳・筑後屋敷		鶴水・下鶴田	
2月25日	金	羽貫谷地・湯竹		紀の国・関 田		披・上中野町・下中野町	
2月28日	月	塚		中 村・田の尻・一ツ屋		佐野・上天神堂	
3月1日	火	中 野・下畑屋		四天地・妻の神・荒川		耳取・松ノ木・扇田	
3月2日	水	安 城 寺 上		七滝・四ツ屋・明田地(六郷)		南町・上深井東	
3月3日	木	安城寺下・上畑屋		野 中		上深井西・駅前上甲・駅前上乙	
3月4日	金			作 山		駅前中・駅前下・都野・川原保	
3月7日	月	千 屋 北 部		本館・大荒田・浮池・遠槻		中関・金沢谷地中・森先・上前郷	
3月8日	火	千 屋 中 部				中前郷・下前郷・米ノ口・茨島	
3月9日	水	千 屋 南 部				石 神	
3月10日	木	小 荒 川		上 鑓 田		上野際・下野際・明田地(仙南)	
3月11日	金	土崎南部・土崎北部				上野荒町・下野荒町	
3月14日	月					中鑓田・下鑓田	
3月15日	火	予 備 日					

※割当会場以外の会場で申告を受けたい場合は、必ず事前にご自分の割当会場にご連絡ください。